

喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品 を持ち込んでではない場所の指定について

制定 平成16年8月18日 消本告示第3号

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）第25条第1項の規定に基づき、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席を除く。

(2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台部

(3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの売場

(4) 展示場の展示部分

(5) 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用に供される部分

(6) 地下街の売場及び展示部分

(7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

2 火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所

(1) 劇場等の公衆の出入りする部分（前項第1号に掲げる場所を除く。）

(2) キャバレー等の公衆の出入りする部分

付則

この告示は、公表の日から施行する。